団　体　利　用　申　込　書

受付日：　　年　 　月　　　日

登録№　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付者

|  |
| --- |
| 団体名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者：　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 利用日　：　　　月　　　日（　　　　曜日）　午前　・　午後①　・　午後②　・　夜間利用時間：　　　時　　　分　　から　　　　　時　　　分 |
| 利用室　：　　集会室①　　・　　集会室②　　　　　　　　　予定人数：（　　　　　　）名 |
| 使用器具等：プロジェクター・スクリーン・CD/MDラジカセ・マイク・ビデオ・ＤＶＤ・キーボード・姿見・ベビーマット・電気ポット・茶器セット |
| 備考 |

横浜市常盤台コミュニティハウスの利用許可申請にあたって、裏面の記載内容をご確認の上、日付け・チェックマークを入れてください。

利用を許可しない場合は、裏面に掲げるとおりとします。また、当施設は、利用の許可を受けたものが、裏面のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐キリトリ　‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐

団　体　利　用　申　込　書（控）

受付日：　　年　 　月　　　日

登録№　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付者

|  |
| --- |
| 団体名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 利用日　：　　　月　　　日（　　　　曜日）　午前　・　午後①　・　午後②　・　夜間利用時間：　　　時　　　分　　から　　　　　時　　　分 |
| 利用室　：　　集会室①　　・　　集会室②　　　　　　　　　予定人数：（　　　　　　）名 |

●**キャンセルの場合はお早めにご連絡下さい。**

無断キャンセルの場合は次回ご利用できないことがあります。

●**終了時刻の5分前、夜間・午後②は15分前までに掃除を終わらせて退出してください。**

●使用後の清掃は責任をもってお願いします。

●集会室での飲食はスタッフに申し出て、承認を受けた場合のみ可能です。

●ゴミはお持ち帰り下さい。

●他の利用者の迷惑になる場合は、ご利用をお断りする場合もあります。

横浜市常盤台コミュニティハウス　℡：045-348-8277　　　　※利用日にお持ち下さい

（施設保管用）

横浜市常盤台コミュニティハウスの利用許可申請にあたって

利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また、当施設は、利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

1. 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
2. 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
3. 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを 助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
4. 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にい う差別的言動が行われるおそれがあると判断されるとき。
5. 利用によって多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認め られるとき。
6. 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
7. 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。
8. 定員を超える利用のとき。
9. 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
10. 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。
11. 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいるところですので横浜市常盤台コミュニティハウスの利用にあたりましても、ご理解とご協力をお願いします。

上記の記載内容をお読みいただき、以下にレ点をお願いします。

**□ 利用の不許可の項目を確認しました。 令和 　年　 月　　　　日**

**（利用者用）**

横浜市常盤台コミュニティハウスの利用許可申請にあたって

利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また、当施設は、利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

1. 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
2. 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
3. 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを 助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
4. 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にい う差別的言動が行われるおそれがあると判断されるとき。
5. 利用によって多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認め られるとき。
6. 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
7. 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。
8. 定員を超える利用のとき。
9. 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
10. 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。
11. 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいるところですので横浜市常盤台コミュニティハウスの利用にあたりましても、ご理解とご協力をお願いします。